

ID: 17

担当部署: 市民部 税務課 納税係

<p>処分の概要</p>	<p>遅延損害金</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>名寄市債権管理条例 第9条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>令和2年条例第12号</p>		
<p>【根拠条文】 (遅延損害金) 第9条 市長等は、第7条の規定により私債権に係る督促をした場合においては、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該債権の額に当該債権の契約に定める割合(契約に定めのない場合は、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率)を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を当該債権の元本に加算して徴収する。 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の遅延損害金について準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 8 月 15 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>令 和 2 年 7 月 1 日</p>